

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和8年5月1日

山口県知事 村岡 嗣政

1 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入

- (1) 物品の名称及び数量
三次元レーザー計測図化システム 1式
- (2) 物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間
令和8年8月1日から令和13年7月31日まで
- (4) 納入場所
山口県警察本部交通部交通指導課

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和7年山口県告示第214号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特A、A又はB等級に格付されている者であること。
- (4) この公告の日からこの入札の日までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所

山口県警察本部警務部会計課

4 入札説明書及び仕様書の交付

この公告の日から入札の日の前日までの午前9時から午後5時までの間、山口県警察本部交通部交通指導課において交付する。

5 入札を執行する場所及び日時

- (1) 場所
山口市滝町1番1号 山口県警察本部3階会議室
- (2) 日時
令和8年7月1日10時0分
- (3) 特記事項
郵便による入札提出を認めます。

6 入札保証金

免除する。

7 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 電信による入札
- (3) 記名のない入札
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和39年山口県規則第54号)第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

- (1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とする

ので、入札者は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 契約保証金
免除する。
- (3) この公告後に、2(3)に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和8年6月24日午後5時までに山口県会計管理局物品管理課(電話083-933-3960)に申請書を提出すること。
- (4) 応札物品で入札に参加しようとする者は、「機器構成表」、「製品詳細」等を添付した「応札物品確認票」を令和8年5月11日午後5時までに山口県警察本部交通部交通指導課へ提出すること。
- (5) 同等品で入札に参加しようとする者は、カタログの写しやパンフレット等を添付した「同等品企画確認票」を令和8年5月11日午後5時までに山口県警察本部交通部交通指導課へ提出すること。
- (6) この業務に係る契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約書には、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、県は契約を解除することができること、また、契約の解除により損害を受けた場合であっても受託者はその損害の賠償を県に請求することができないことの記載をする。
- (7) 詳細については、山口県警察本部交通部交通指導課(電話083-933-0110)に問い合わせること。